



市政記者クラブ加盟社 各位

## 指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

盛岡市内の指定障害児通所支援事業者に対して、児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき「指定取消」の行政処分を行ったので、概要をお知らせいたします。

記

【事業者名】 有限会社リラックス 代表取締役 小笠原 和也

【事業者所在地】 盛岡市愛宕町11番10-208号

【事業所名】 楽学舎（らくがくしゃ）

【事業所所在地】 盛岡市本町通一丁目6番3号 桜苑ビル102号

【サービス種類】 放課後等デイサービス

### 【事案の概要（処分理由）】

#### ① 人格尊重義務違反

令和6年4月9日のサービス提供中（自宅までの送迎中の車内）において、当該事業所の児童指導員が利用児女児に対して性的虐待を行い、不同意わいせつの罪で有罪判決を受けた。小笠原代表は管理者兼児童発達支援管理責任者であるが、虐待防止に関する取組及び当該従業者に対する管理及び指導当等の対応が不十分であった。

#### ② 人員基準違反

令和3年1月以降、常勤要件がある児童発達支援管理責任者が、正当な理由もなく事業所を不在にする時間が多く、常勤で勤務していなかった。

#### ③ 運営基準違反

令和3年1月以降、利用児ごとに6月に1回以上の作成が必要な個別支援計画について、児童発達支援管理責任者が適切に作成していなかった。また、事業所の定員が10人であるにもかかわらず、正当な理由も無く大幅な定員超過受入れを継続した。

#### ④ 不正請求

令和3年1月から令和7年3月サービス提供分において、上記②、③に関する人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、定員超過利用減算を適用せず、さらに算定要件を満たしていない児童指導員等加配加算を算定し、障害児通所給付費を不正に請求、受領した。

### 【市の対応】

令和6年9月5日に事業所に対し監査を実施。令和6年10月から12月にかけて従業者及び利用児の保護者に対してヒアリングを実施し、事実確認を行った。市は当該事業者に対して、児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき「指定取消」の行政処分を行った（効力発生日：令和7年7月31日）。また、不正請求された障害児通所給付費に、同法第57条の2第2項に基づく40%の加算金を上乗せして返還するよう求めている。

盛岡市分の返還額は次のとおり。不正請求があった他の援護市にも情報提供を行う。

給付費：不正請求額 78,345,533円、加算金 31,338,213円、合計返還額 109,683,746円

利用者負担額：不正請求額 1,037,057円（※保護者へ返還するよう指示している）

### 【公表 URL】

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/shogai/1052611.html>

### 【市長コメント】

この度は、市内の指定障害児通所支援事業者において指定取消の事案が発生したことにつきまして、誠に遺憾に思っております。市では、不正請求された障害児通所給付費及び加算金について、当該事業者に対して返還を求めてまいります。また、盛岡市内の指定障害児通所支援事業者等に対し、今後も適正な運営を行うよう指導に努めてまいります。

### 【問い合わせ先】

盛岡市保健福祉部障がい福祉課

担当：課長 小原 幹男（おばら みきお）

TEL：019-613-8296